

経営力強化サポート資金

事業目的 · 概要

- 〇 中小企業者等の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者等の事業計画 の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、中小企業者等の経営力の強化を図ることを目的とした資金です。
- 〇 中小企業者等は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告します。
- 金融機関は、原則として、5事業年度にわたり、四半期毎にフォローアップを実施します。
 - ▶ 金融機関では、中小企業者等の事業行動計画の実行状況を受け、必要に応じて指導・助言等の追加的な経営支援を行います。

経営力強化サポート資金			
ご利用いただける方	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画 の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等		
	※認定経営革新等支援機関とは、税務・金融・財務に関して専門的な知識や実務経験を持つ 税理士、公認会計士、金融機関等で、国の認定を受けた者です。		
	※この資金は、一般保証のほか、セーフティネット保証5号の利用も可能です。		
	※セーフティネット保証5号の利用に当たっては、市町村長から認定を受ける必要がありま。(一般保証の場合は、認定は不要です。)		
	[認定基準] いずれかに該当すること。		
	(1) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以 上減少の中小企業者		
	(2) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20% 価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に東 企業者		
	・指定業種は、中小企業庁ホームページでご確認ください。		
融資限度額	一企業等 8,000万円		
資金使途	事業計画の実施に必要な事業資金(運転資金・設備資金)		
	(セーフティネット保証5号認定の場合は、経営の安定に必要な事業資金)		
利率	1. 60% (セーフティネット保証5号認定の場合は、年1. 30%)		
償還期間	運転資金5年以内(据置1年以内)、設備資金7年以内(据置1年以内)		
	※ 県制度融資資金の借換えを行う場合は10年以内(据	置1年以内)	
保証料		(単位:%)	
	- 一般保証の場合 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦		
	1.45 1.35 1.25 1.10 1.00 0.80 0.6	60 0.45 0.45	
	(セーフティネット保証5号認定の場合は、年0.67%)		
保証人	原則として法人代表者以外不要		
担保	必要に応じて徴求		
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫		
壬姓士の汝太			

手続きの流れ

①市町村へ 認定申請 【中小事業者】 ②取扱金融機関へ 融資の申込み 【中小事業者】

③審査 【保証協会】 ④融資実行 【金融機関】 ⑤計画実行・実施状況を 取扱金融機関へ報告 【中小事業者】

※①は、セーフティネット保証5号の認定を受ける場合のみ。

[240819]

経営力強化サポート資金 Q&A

Q1 融資の申込みに必要な書類はありますか。

A: 取扱金融機関及び信用保証協会の所定の申込書類のほか、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書、 事業行動計画書が必要です。また、セーフティネット保証5号を利用する場合は、市町村長の認定書の提出 も必要ですが、Q6以降をご確認ください。

様式など、詳しくは、取扱金融機関へご相談してください。

Q2 一般保証で申し込む場合、売上減少要件等はありますか。

A: 特段、売上減少等の要件はありませんが、当該資金を利用する中小企業者等は、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し(事業行動計画書を作成し)、その計画の実行と進 捗の報告を行う責務があります。

Q3 既に「経営力強化サポート資金」を利用していますが、追加で申し込むことはできますか。

A: 融資限度額は、一企業等8,000万円です。この「経営力強化サポート資金」は、令和5年3月末で一旦、取扱いを終了しましたが、令和6年7月に復活しました。

当該資金を既に利用している場合は、融資残高で8,000万円が融資限度額となります。また、国の経営力強化保証制度における保証限度額は、一企業等2億8,000万円となっています。

限度額未満であっても、融資が確実に実行されることをお約束するものではありませんので、取扱金融機 関へご相談してください。

Q4 以前に借り入れた資金を「経営力強化サポート資金」に借換することはできますか。

A: 県制度融資資金の借入金であれば、当該資金への借換えができることとしています。ただし、セーフティネット保証5号を利用する場合は、新型コロナウイルス感染症関連資金を借り換える場合に限ります。

※新型コロナウイルス感染症関連資金とは

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対応資金
 ▶ 伴走支援型特別資金
- ► 経営環境変化対策資金(セーフティネット資金)のうち 4 号認定による借入金(新型コロナウイルス 感染症に係るものに限る。)
- ► 経営環境変化対策資金 (セーフティネット資金) のうち 5 号認定により、令和2年2月1日から令和3年 12月31日までに保証申込みした借入金
- ▶ 経営環境変化対策資金(危機関連対策資金)
- Q5 借換時に新たな資金を加えることはできますか。

A: セーフティネット保証5号を利用する場合、既存の借入金に新たな資金を追加することは可能ですが、借換えが必須であり、新規融資のみの対応はできません。

一方、一般保証を利用する場合は、既存の借入金に新たな資金を追加することも可能であり、新規融資の みの申込も可能です。

~セーフティネット5号認定関連~

Q6 指定業種は、どこを見ればわかりますか。

A: 中小企業庁のホームページから確認できます。

セーフティネット保証5号指定業種一覧: https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu net 5gou.html

Q7 市町村長の認定を受けるには、どのようにすればよいですか。

A: 試算表、売上台帳等により、売上高等の減少を確認することになりますが、必要書類など詳しくは、中小 企業者の住所地を管轄する市町村の商工担当課へお問い合わせください。

市町村担当課一覧:https://www.pref.miyagi.jp/documents/43668/ninteimadoguchi.pdf

Q8 認定されれば、融資は実行されますか。

A: 認定書は、売上高等の認定基準を満たしていることを確認したものですが、この認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査を受けることとなります。

審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、利用に当たっては、あらかじめ金融機関にご相談されることをお勧めします。